

# 企業主導型保育事業における共同利用契約書

(甲) 運営法人 特定非営利活動法人ちゅーりっぷ

(乙) 契約企業

上記において企業主導型保育事業の利用に関し、次の通り連携企業としての契約を締結する。

## 第1条（企業主導型保育事業の目的）

甲乙は、甲の運営する企業主導型保育事業において、乙の職員が養育する子の保育を利用し、就労支援と働きやすさの向上を目指し、甲乙ともに児童の健全育成に寄与することを目的とする。

## 第2条（契約期間及び解除）

契約期間は単年度ごととし、年度末に次年度の契約について両者で協議し利用内容を確定する。また、契約期間中、乙に勤める職員が退職した場合、原則として保育所の利用も終了とする。

## 第3条（利用契約及び保育利用料）

乙は、甲との間に共同利用契約書を交わすことにより保育枠を確保することができる。保育利用料については、保護者が遅滞なく毎月支払うこととする。利用料の支払いが度々遅れることがあれば甲は保育契約を解除することができる。

## 第4条（疑義の決定）

甲乙疑義が生じたとき、またはこの契約書に定めのない事項が発生した場合は、甲乙協議のうえ定めることとする。

## 第5条（信義誠実の原則）

甲乙は、この契約書の履行に際し、信義誠実の原則に基づき履行するものとする。ただし、履行せず損害を与えた場合は、その損害に相当する額を相手方に支払わなければならない。

上記のとおり、本証書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 運営法人

住所 横浜市港南区東永谷 1-19-7

法人 特定非営利活動法人ちゅーりっぷ

理事長 渡辺 ひとみ 印

(乙) 契約企業

住所

会社

代表 印